

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第 94 号

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため住宅用設備等の設置等を行う者に対し予算の範囲内において交付する鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、鴨川市補助金等交付規則（平成 17 年鴨川市規則第 47 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次項に規定する住宅に別表第 1 に定める住宅用設備等（未使用品に限る。以下「補助対象設備」という。）の設置等を行う事業とする。

2 補助の対象とする住宅は、市内に存する住宅であって、補助対象設備ごとに別表第 2 に定める要件に該当するものとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第 1 項に規定する住宅に補助対象設備の設置等を行う者又は補助対象設備（窓の断熱設備、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び集合住宅用充電設備を除く。）が設置された同項に規定する住宅を取得する者であって、次に掲げる要件及び補助対象設備ごとに別表第 3 に定める要件に該当するものとする。この場合において、補助対象設備の設置等をリースで行うときは、補助対象設備の設置等を行う者及び当該者と共同で補助事業を行うリース事業者（以下「共同補助リース事業者」という。）をもって一の補助対象者とし、当該共同補助リース事業者は、次に掲げる要件（第 3 号に掲げる要件を除く。）及び補助対象設備ごとに別表第 3 に定める要件に該当することを要しない。

- (1) 申請者（個人にあつては、同一世帯に属する者を含む。）に市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、一般廃棄物処理手数料、市営住宅の家賃、学校給食費、水道料金並びに本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る保育料の滞納がないこと。
- (2) 補助対象設備の設置費等を負担し、当該補助対象設備を所有すること（所有権留保付き割賦販売（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより設置等を行い、所有者がリース事業者等である場合を含む。）。
- (3) 補助対象設備の設置等をリースで行う場合は、その設置等を行う者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、その設置等を行う者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものであること。こ

の場合において、リース契約は、次のいずれかに該当するものとする。

ア リース期間が第 10 条に規定する処分制限期間以上の契約となっていること。

イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に補助対象設備の設置等を行う者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2） 次のアからウまでのいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 補助対象設備のうち家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムに係る補助金の交付は、一の住宅につき 1 回（個人により集合住宅の専有部分において利用する補助対象設備を設置する場合にあつては、1 戸につき 1 回）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯に属する者が補助対象設備を設置する場合

（2） 過去に補助金の交付を受けて設置した補助対象設備が第 10 条の表に掲げる処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設する場合

4 補助対象設備のうち窓の断熱設備及び V 2 H 充放電設備に係る補助金の交付は、一の住宅につき 1 回（個人により集合住宅の専有部分において利用する補助対象設備を設置する場合にあつては 1 戸につき 1 回、マンション管理組合により窓の断熱設備を設置する場合にあつては 1 棟につき 1 回）とする。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯に属する者が補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。

5 補助対象設備のうち電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）に係る補助金の交付は、導入する住宅において、補助対象設備の種類

ごとに、補助対象者（共同補助リース事業者を除く。）１人につき１回とする。

- 6 補助対象設備のうち集合住宅用充電設備の設置に係る補助金の交付は、同一の工事に
つき１回とする。

（補助金の額等）

第４条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別
表第４のとおりとする。

（交付の申請）

第５条 規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、補助事業に着
手する前（別表第２家庭用燃料電池システム（エネファーム）の項住宅の要件の欄第３
号、定置用リチウムイオン蓄電システムの項住宅の要件の欄第２号ウ又はV 2 H充放電
設備の項住宅の要件の欄第２号ウに該当する住宅を取得する場合にあっては当該住宅
の引渡しを受ける前、その他の場合にあっては補助事業に係る工事等に着手する前）に、
鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第１号様式）（補助対象
設備の設置等をリースで行う場合にあっては、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補
助金交付申請書（補助対象設備の設置等をリースで行う場合）（別記第２号様式））に次
に掲げる書類及び補助対象設備ごとに別表第５に定める書類を添えて、市長に提出しな
ければならない。この場合において、規則第３条の規定による申請前に補助対象設備の
うち電気自動車等を導入する者は自動車検査証に新規に登録された後に、集合住宅用充
電設備の工事等に着手した者はその工事等が完了する前に前段の申請書を提出するこ
とができる。

- （１） 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が分かる工事請負契約書等（補助対象設
備が設置された建売住宅を取得する場合にあっては当該経費の内訳が分かる売買
契約書等、補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあってはリース事業者が購
入する設備の購入費又は工事費が分かる書類及びリース契約書）の写し
- （２） 補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細
書（別記第３号様式）
- （３） 補助対象設備の設置等を行う住宅の位置図
- （４） 市税等納付状況等調査同意書（別記第４号様式）
- （５） 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は
履歴事項全部証明書）の写し
- （６） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、規則第４条の規定により交付の可
否を決定し、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別
記第５号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第７条 規則第８条の規定により申請事項の変更の承認を得ようとするときは、鴨川市住
宅用設備等脱炭素化促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第６号様式）（補助
対象設備の設置等をリースで行う場合にあっては、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事

業変更（中止・廃止）承認申請書（補助対象設備の設置等をリースで行う場合）（別記第 7 号様式））を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書（別記第 8 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 規則第 12 条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象設備の設置工事等が完了した日（別表第 2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）の項住宅の要件の欄第 3 号、定置用リチウムイオン蓄電システムの項住宅の要件の欄第 2 号ウ又は V 2 H 充放電設備の項住宅の要件の欄第 2 号ウに該当する住宅を取得する場合にあっては当該住宅の引渡しを受けた日、電気自動車等を導入する場合にあっては自動車検査証に新規に登録された日）から起算して 1 月以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書（別記第 9 号様式）（補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあっては、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書（補助対象設備の設置等をリースで行う場合）（別記第 10 号様式））に次に掲げる書類及び補助対象設備ごとに別表第 6 に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象設備の設置等に要する経費に係る支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の設置等をリースで行う場合を除く。）

（2） その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、規則第 14 条の規定によりその内容を審査し、当該実績報告に係る補助金の額を確定し、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付確定通知書（別記第 11 号様式）により、当該実績報告をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

第 9 条 規則第 15 条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、市長が指定する日までに、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第 12 号様式）（補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあっては、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（補助対象設備の設置等をリースで行う場合）（別記第 13 号様式））を市長に提出しなければならない。

（補助対象設備の処分制限期間）

第 10 条 補助対象設備の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を勘案して、次表に掲げるとおりとする。

補助対象設備	処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6 年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6 年
窓の断熱設備	10 年

電気自動車	4 年
プラグインハイブリッド自動車	4 年
V 2 H 充放電設備	5 年
集合住宅用充電設備	5 年

(協力要請)

第 11 条 市長は、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助対象設備の設置効果等に関する資料の提出について協力を求めることができる。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第 4 条の規定による交付の決定があった補助金については、第 9 条から第 11 条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等により構成され、都市ガス又は L P ガスから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯に利用することができるものであって、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものであって、国が令和 5 年度以後に実施する補助制度における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱設備	国が令和 5 年度以後に実施する補助制度における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。
電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）

	第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が電気と記載されているものであって、次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、自動車検査証の用途が乗用と、自家用・事業用の別が自家用と記載されている4輪のものに限る。 (1) 補助事業者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以後に実施する補助制度において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類がガソリン・電気又は軽油・電気と記載されているものであって、次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、自動車検査証の用途が乗用と、自家用・事業用の別が自家用と記載されている4輪のものに限る。 (1) 補助事業者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以後に実施する補助制度において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
V2H充放電設備	電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備であって、国が令和5年度以後に実施する補助制度において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
集合住宅用充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する次に掲げる設備であって、国が令和5年度以後に実施する補助制度において、一般社団法人次世代自動車振興センターによ

	り補助対象とされているものであること。 (1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する1基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する1基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた1基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。 (4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。 (5) 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状のきょう体をいう。
--	--

備考 窓の断熱設備は、次に定めるところにより設置されるものをいう。

- (1) 既存の住宅に設置されている窓を改修すること。(内窓の設置を含む。)
- (2) 一室(壁、戸、障子、ふすま等で仕切られている空間をいう。)単位で外気に接する窓を全て断熱化すること。ただし、換気小窓(障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。)、縦300ミリメートル、横200ミリメートル又は縦200ミリメートル、横300ミリメートル以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓並びにテラスドア、勝手口ドア又は玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。
- (3) 共同住宅又は長屋(以下「マンション等」という。)においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下その他の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助の対象とする。

別表第2 (第2条関係)

区分	住宅の要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	次のいずれかに該当するものであること。 (1) 第3条第1項の補助対象者が所有し、及び居住する住宅であること。 (2) 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために新築する住宅であること。 (3) 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために取得する住宅であって、補助対象設備が住宅を販売す

	る事業者等によりあらかじめ設置されたものであること。 (4) 第三者が所有し、第3条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	次のいずれにも該当するものであること。 (1) 第8条に規定する実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 第3条第1項の補助対象者が所有し、及び居住する住宅であること。 イ 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために新築する住宅であること。 ウ 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために取得する住宅であって、補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置されたものであること。 エ 第三者が所有し、第3条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。
窓の断熱設備	次のいずれにも該当するものであること。 (1) 窓の断熱設備の設置工事に着工する日の前日までに建築工事が完了していること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 第3条第1項の補助対象者が所有し、及び居住する住宅であること。 イ 第三者が所有し、第3条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。 ウ 第3条第1項の補助対象者が管理するマンション等であること。
電気自動車等	次のいずれにも該当するものであること。 (1) 第8条に規定する実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電することができること。 (2) 第8条に規定する実績報告の日までに第3条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。 (3) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、第8条に規定する実績報告の日までにV2H充放電設備が設置されていること。

V 2 H 充放電設備	次のいずれにも該当するものであること。 (1) 第8条に規定する実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 第3条第1項の補助対象者が所有し、及び居住する住宅であること。 イ 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために新築する住宅であること。 ウ 第3条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために取得する住宅であつて、補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置されたものであること。 エ 第三者が所有し、第3条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。
集合住宅用充電設備	次のいずれにも該当するものであること。 (1) 既存のマンション等であり、設備がマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用することができるものであること。 (2) 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、第8条に規定する実績報告の日までに集合住宅用充電設備を設置するマンション等の敷地の外から住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板を確認することができるものであること。

別表第3（第3条関係）

区分	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は定置用リチウムイオン蓄電システム	次のいずれにも該当するものであること。 (1) 第8条に規定する実績報告の日において、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、その設置する設備と同種の補助対象設備について、自己又は同一世帯に属する者が廃止前の鴨川市住宅用省エネルギー設備設

	置事業補助金交付要綱（平成 25 年鴨川市告示第 123 号）若しくは鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和 4 年鴨川市告示第 103 号）又はこの告示に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備が第 10 条の表に掲げる処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。 （４） 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する場合は、自己又は同一世帯に属する者が同種の県の補助を重複してを受けていないこと。
窓の断熱設備	1 補助対象設備を設置する住宅が別表第 2 窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第 2 号ア又はイに該当する場合において、次のいずれにも該当するものであること。 （１） 第 8 条に規定する実績報告の日において、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。 （２） 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 （３） 補助対象設備を設置する住宅において、その設置する設備と同種の補助対象設備について、自己又は同一世帯に属する者が廃止前の鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金交付要綱若しくは鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱又はこの告示に基づく補助を受けていないこと。 2 補助対象設備を設置する住宅が別表第 2 窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第 2 号ウに該当する場合において、次のいずれにも該当するものであること。 （１） 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。 （２） 補助対象設備を設置するマンション等において、その設置する設備と同種の補助対象設備について、廃止前の鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱又はこの告示に基づく補助を受けていないこと。
電気自動車等	次のいずれにも該当するものであること。 （１） 第 8 条に規定する実績報告の日において、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。

	(2) 補助対象設備を導入する住宅において、その導入する設備と同種の補助対象設備について、自己が廃止前の鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱又はこの告示に基づく補助を受けていないこと。
V 2 H 充放電設備	次のいずれにも該当するものであること。 (1) 第8条に規定する実績報告の日において、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、その設置する設備と同種の補助対象設備について、自己又は同一世帯に属する者が廃止前の鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金交付要綱若しくは鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱又はこの告示に基づく補助を受けていないこと。
集合住宅用充電設備	次のいずれにも該当するものであること。 (1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。 (2) 補助対象設備の設置について国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。 (3) 同一の工事において、設置する設備と同種の補助対象設備について、自己が廃止前の鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱又はこの告示に基づく補助を受けていないこと。

別表第4（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費並びに工事費（据付、配線、配管等の工事費）	10 万円（補助対象経費の額が10 万円に満たない場合は、その額）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装	7 万円（補助対象経費の額が7 万円に満たない場合は、その額）

	置、キュービクル等)の購入費並びに工事費(据付、配線等の工事費)	
窓の断熱設備	設備本体(ガラス及び窓)の購入費及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓及びガラスの取付費、内窓取付時に必要な額縁、ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等に係る費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)。ただし、網戸、雨戸等の窓附属部材費並びにガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は、補助対象経費に含まない。	1 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第2号ア又はイに該当する場合にあつては、8万円(補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額が8万円に満たない場合は、その額) 2 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第2号ウに該当する場合にあつては、8万円に窓の断熱設備の設置を行う戸数を乗じて得た額(補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額が8万円に窓の断熱設備の設置を行う戸数を乗じて得た額に満たない場合は、その額)。ただし、マンション等1棟につき、50万円を限度とする。
電気自動車	電気自動車本体の購入費	1 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合にあつては、15万円(補助対象経費の額が15万円に満たない場合は、その額) 2 住宅用太陽光発電設備を併設する場合にあつては、10万円(補助対象経費の額が10万円に満たない場合は、その額)
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費	1 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合にあつては、15万

		円（補助対象経費の額が 15 万円に満たない場合は、その額） 2 住宅用太陽光発電設備を併設する場合にあっては、10 万円（補助対象経費の額が 10 万円に満たない場合は、その額）
V 2 H 充放電設備	V 2 H 充放電設備本体の購入費	25 万円（補助対象経費の額に 10 分の 1 を乗じて得た額が 25 万円に満たない場合は、その額）
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費	1 住民のみが利用可能な場合にあっては、1 基当たり 50 万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額（設備本体の購入費に係る国が実施する補助制度における補助金の額に 3 分の 1 を乗じて得た額が 50 万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額に満たない場合は、その額） 2 住民及び住民以外のものが利用可能な場合にあっては、1 基当たり 100 万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額（設備本体の購入費に係る国が実施する補助制度における補助金の額に 3 分の 2 を乗じて得た額が 100 万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額に満

		たない場合は、その額)
--	--	-------------

備考

1 補助金の額の算定に当たっては、補助対象経費の額から消費税及び地方消費税相当額並びに国その他の団体の補助金の額を控除する。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表第 5（第 5 条関係）

区分	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又は V 2 H 充放電設備	1 補助対象設備の仕様が分かる書類 2 補助対象設備の位置等が分かる図面 3 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。）
窓の断熱設備	1 補助対象設備の仕様が分かる書類 2 補助対象設備の位置等が分かる図面（平面図及び立面図） 3 補助対象設備の工事着工前の現況写真 4 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し 5 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し
電気自動車等	補助対象設備の仕様が分かる書類
集合住宅用充電設備	1 補助対象設備の仕様が分かる書類 2 補助対象設備の位置等が分かる図面 3 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。） 4 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し 5 申請者が個人である場合にあつては、申請者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し 6 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管

	理組合が法人格を有する場合を除く。) にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事録等) 及び代表者の本人確認書類(免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等) の写し 7 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類(建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類) の写し
--	---

別表第6 (第8条関係)

区分	実績報告書の添付書類
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	1 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真 2 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類
定置用リチウムイオン蓄電システム	1 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真 2 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類 3 補助対象設備を設置する住宅が別表第2定置用リチウムイオン蓄電システムの項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し
窓の断熱設備	1 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真 2 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類(窓の性能を証明する書類の写しとしても差し支えないものとする。) 3 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し
電気自動車等	1 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真(保管場所において撮影した写真) 2 補助対象設備を設置する住宅が別表第2電気自動車等の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し 3 自動車検査証記録事項の写し 4 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2H充放電設備を設置していることを証する書類の写し
V2H充放電設備	1 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真 2 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類 3 補助対象設備を設置する住宅が別表第2V2H充放電設備の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し
集合住宅用充電	1 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真

設備	2 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類 3 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した実績報告書類一式の写し 4 前項の実績報告に係る申請の額の決定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターに変更の申請をしている場合に限る。） 5 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板及びその周囲の景観が分かる写真
----	---

別 記

第 1 号様式（第 5 条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 住所
氏名 ⑤
（団体の場合は、名称及び代表者名）
電話番号

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請の概要

補助対象設備の種類	該当するものにレ点を付けてください。 ☐ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム ☐ 窓の断熱設備 ☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ V 2 H 充放電設備 ☐ 集合住宅用充電設備
補助対象設備の設置等を行う住宅の所在地	鴨川市
交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備の設置等の形態	該当するものに○印を付けてください。 1 既存の住宅に補助対象設備を設置・導入する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置・導入する。 （2、3 の場合 入居予定 年 月） （注） 窓の断熱設備は、「1」に該当する場合のみ申請す

	ることができます。
補助対象設備の設置等を行う住宅の所有者氏名	(注) 集合住宅の専有部分を所有する場合は、その所有者氏名を記載してください。
※ 申請者と所有者が異なる場合は、下記に所有者の署名押印をお願いします。なお、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入のみを行う場合は、記載不要です。 私は、私の所有する住宅に申請者が鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備等を設置・導入することについて、同意します。 年 月 日 (氏名) (印) (団体の場合は、名称及び代表者名)	

2 添付書類

【共通】

- ☐ 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が分かる工事請負契約書等（補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合にあっては当該経費の内訳が分かる売買契約書等、補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあってはリース事業者が購入する設備の購入費又は工事費が分かる書類及びリース契約書）の写し
- ☐ 補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書（別記第3号様式）
- ☐ 補助対象設備の設置等を行う住宅の位置図
- ☐ 市税等納付状況等調査同意書（別記第4号様式）
- ☐ 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備】

- ☐ 補助対象設備の仕様が分かる書類
- ☐ 補助対象設備の位置等が分かる図面
- ☐ 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。）

【窓の断熱設備】

- ☐ 補助対象設備の仕様が分かる書類
- ☐ 補助対象設備の位置等が分かる図面（平面図及び立面図）
- ☐ 補助対象設備の工事着工前の現況写真

- 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し

【電気自動車等】

- 補助対象設備の仕様が分かる書類

【集合住宅用充電設備】

- 補助対象設備の仕様が分かる書類
- 補助対象設備の位置等が分かる図面
- 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。）
- 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し
- 申請者が個人である場合にあつては、申請者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し
- 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し

別紙

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能の有無		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①―②		円
交付申請額		円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII 登録年月日		年 月 日
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電設備の有無		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有（ ☐ 新設 ☐ 既設）
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①―②		円
交付申請額		円

3 窓の断熱設備

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
SII/北海道環境財団登録年月日		年 月 日
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日

改修を行う戸数	※ マンション管理組合による申請の場合のみ記入してください。 戸
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ③ (①―②)	円
補助所要額の4分の1の額 ③×1/4	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額	円

4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有 (☐ 新設 ☐ 既設) ☐ 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備の有無等		該当するものにレ点を付けてください。 ☐ 有 (☐ 新設 ☐ 既設) ☐ 無
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①―②		円
交付申請額		円

5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有 (☐ 新設 ☐ 既設)
電気自動車等		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有 (☐ 新設 ☐ 既設)
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円

	(注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ③ (①―②)	円
補助所要額の 10 分の 1 の額 ③×1／10	円 (注) 1,000 円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額	円

6 集合住宅用充電設備

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
メーカー名		
型式		
充電設備の住民以外の利用		☐ 有 ☐ 無
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、その口数)		基 (口)
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額 ②		円
(住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の 3 分の 2 の額 ②×2／3 (住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の 3 分の 1 の額 ②×1／3		円 (注) 1,000 円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額		円

備考 交付申請額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

第2号様式（第5条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書
（補助対象設備の設置等をリースで行う場合）

年 月 日

（宛て）
鴨川市長

申請者 リース事業者 住所
名称
代表者職・氏名 ⑩
電話番号

リース先 住所
氏名 ⑩
（団体の場合は、名称及び代表者名）
電話番号

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請の概要

補助対象設備の種類	該当するものにレ点を付けてください。 ☐ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム ☐ 窓の断熱設備 ☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ V2H充放電設備 ☐ 集合住宅用充電設備
補助対象設備の設置等を行う住宅の所在地	鴨川市
交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備の設置等の形態	該当するものに○印を付けてください。 1 既存の住宅に補助対象設備を設置・導入する。

	2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置・導入する。 (2、3の場合 入居予定 年 月) (注) 窓の断熱設備は、「1」に該当する場合のみ申請することができます。
補助対象設備の設置等を行う住宅の所有者氏名	(注) 集合住宅の専有部分を所有する場合は、その所有者氏名を記載してください。
※ 申請者（リース先）と所有者が異なる場合は、下記に所有者の署名押印をお願いします。なお、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入のみを行う場合は、記載不要です。 私は、私の所有する住宅に申請者が鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備等を設置・導入することについて、同意します。 年 月 日 (氏名) (印) (団体の場合は、名称及び代表者名)	

2 添付書類

【共通】

- ☐ 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が分かる工事請負契約書等（補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合にあっては当該経費の内訳が分かる売買契約書、補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあってはリース事業者が購入する設備の購入費又は工事費が分かる書類及びリース契約書）の写し
- ☐ 補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書（別記第3号様式）
- ☐ 補助対象設備の設置等を行う住宅の位置図
- ☐ 市税等納付状況等調査同意書（別記第4号様式）
- ☐ 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備】

- ☐ 補助対象設備の仕様が分かる書類
- ☐ 補助対象設備の位置等が分かる図面
- ☐ 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。）

【窓の断熱設備】

- ☐ 補助対象設備の仕様が分かる書類
- ☐ 補助対象設備の位置等が分かる図面（平面図及び立面図）
- ☐ 補助対象設備の工事着工前の現況写真
- ☐ 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し
- ☐ 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し

【電気自動車等】

- ☐ 補助対象設備の仕様が分かる書類

【集合住宅用充電設備】

- ☐ 補助対象設備の仕様が分かる書類
- ☐ 補助対象設備の位置等が分かる図面
- ☐ 補助対象設備の工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合及び補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合を除く。）
- ☐ 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し
- ☐ 申請者が個人である場合にあつては、申請者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し
- ☐ 申請者がマンション管理組合である場合（当該マンション管理組合が法人格を有する場合を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）及び代表者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し
- ☐ 申請者がマンション管理組合である場合にあつては、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証又は賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し

別紙

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能の有無		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①―②		円
交付申請額		円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII 登録年月日		年 月 日
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電設備の有無		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有（ ☐ 新設 ☐ 既設）
県の補助金との関係		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 県が実施する補助金の交付を重複して申請するものではありません。
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①―②		円
交付申請額		円

3 窓の断熱設備

メーカー名	
SII/北海道環境財団登録番号	
製品名	

SII/北海道環境財団登録年月日		年 月 日
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
改修を行う戸数		※ マンション管理組合による申請の場合のみ記入してください。 戸
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ③ (①—②)		円
補助所要額の4分の1の額 ③×1/4		円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額		円

4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有 (☐ 新設 ☐ 既設) ☐ 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備の有無等		該当するものにレ点を付けてください。 ☐ 有 (☐ 新設 ☐ 既設) ☐ 無
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有 (☐ 新設 ☐ 既設)
電気自動車等		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有 (☐ 新設 ☐ 既設)

事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ③ (①－②)		円
補助所要額の 10 分の 1 の額 ③×1／10		円 (注) 1,000 円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額		円

6 集合住宅用充電設備

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
メーカー名		
型式		
充電設備の住民以外の利用		☐ 有 ☐ 無
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、その口数)		基 (口)
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額 ②		円
(住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額の 3 分の 2 の額 ②×2／3 (住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額の 3 分の 1 の額 ②×1／3		円 (注) 1,000 円未満の端数を切り捨てること。

交付申請額	円
-------	---

備考 交付申請額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

第3号様式（第5条関係）

貸与料金の算定根拠明細書

(宛て)

鴨川市長

リース事業者 住所
名称
代表者職・氏名 ⑩
電話番号

リース先 住所
氏名 ⑩
(団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象 設備	リース 期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		鴨川市補助 金(a)	国の補助 金(b)	合計(c) ((a) + (b))	補助金な しの場合 (d)	補助金あ りの場合 (e)	差額(f) ((d)-(e))

(注意事項)

- 1 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金がリース契約書で確認することができること。リース契約書によりこれを確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後若しくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料に反映させることを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結の上、提出すること。
- 2 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 3 鴨川市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- 4 リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

第4号様式（第5条関係）

市税等納付状況等調査同意書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 住所

ふりがな

氏名

印

（団体の場合は、名称及び代表者名）

電話番号

（※申請者が個人の場合にあつては、同居者全ての同意が必要です。）

同居者

ふりがな

氏名

印

ふりがな

氏名

印

ふりがな

氏名

印

ふりがな

氏名

印

ふりがな

氏名

印

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付の申請に当たり、私（及び同居者）は下記の対象市税等について滞納がないことを誓約します。

また、私（及び同居者）に係る下記の調査事項について、補助対象者の資格の審査のために鴨川市が調査を行うことについて同意します。

記

- 1 対象市税等 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び入湯税をいう。）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、一般廃棄物処理手数料、市営住宅の家賃、学校給食費、水道料金並びに本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る保育料
- 2 調査事項
 - ① 住民基本台帳の記録状況
 - ② 対象市税等の納付状況

第5号様式（第6条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

（内訳）

家庭用燃料電池システム（エネファーム	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円
窓の断熱設備	円
電気自動車	円
プラグインハイブリッド自動車	円
V2H充放電設備	円
集合住宅用充電設備	円

交付の条件

2 不交付

理由

第6号様式（第7条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 住所

氏名 ⑩

（団体の場合は、名称及び代表者名）

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった鴨川市
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したい
ので、鴨川市補助金等交付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添付書類

第7号様式（第7条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業変更（中止・廃止）承認申請書
（補助対象設備の設置等をリースで行う場合）

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者	リース事業者	住所	
		名称	
		代表者職・氏名	㊞
		電話番号	

リース先	住所	
	氏名	㊞
	（団体の場合は、名称及び代表者名）	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった鴨川市
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）した
いので、鴨川市補助金等交付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添付書類

第8号様式（第7条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）について、
下記のとおり決定したので、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第7条
第2項の規定により通知します。

記

1 承認

（1）決定の内容

（2） 交付決定額	変更前	円
	変更後	円
	差額	円

2 不承認

理由

第9号様式（第8条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

報告者 住所

氏名 ⑩

（団体の場合は、名称及び代表者名）

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業が完了したので、鴨川市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 工事完了日 年 月 日

※ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入にあつては、自動車検査証に記載された登録年月日又は交付年月日を記載すること。

3 事業結果

（1）家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名	
品名番号（発電ユニット）	
品名番号（貯湯ユニット）	
発電出力（kW）	
停電時自立運転機能の有無	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有
工事完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 （注）消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ①－②	円
交付決定額	円

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
SII 登録年月日	年 月 日
蓄電容量 (kWh)	
工事完了日	年 月 日
住宅用太陽光発電設備の有無	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有 (□新設 □既設)
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ①－②	円
交付決定額	円

(3) 窓の断熱設備

メーカー名	
SII/北海道環境財団登録番号	
製品名	
既存住宅への設置	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □ 設備の設置工事の着工日は、設置する住宅の建築工事完了日以降である。
SII/北海道環境財団登録年月日	年 月 日
工事完了日	年 月 日
改修を行った戸数	※ マンション管理組合による実績報告の場合のみ 記入してください。 戸
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ③ (①－②)	円
補助所要額の4分の1の額 ③×1/4	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付決定額	円

(4) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名	
型式	
登録年月日／交付年月日	年 月 日
住宅用太陽光発電設備	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有 (□新設 □既設)

		□発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V 2 H 充放電設備の有無等		該当するものにレ点を付けてください。 □有（□新設 □既設） □無
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①－②		円
交付決定額		円

(5) V 2 H 充放電設備

メーカー名	
型式	
住宅用太陽光発電設備	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有（□新設 □既設）
電気自動車等	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有（□新設 □既設）
工事完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ③ (①－②)	円
補助所要額の 10 分の 1 の額 ③×1／10	円 (注) 1,000 円未満の端数を切り捨てること。
交付決定額	円

(6) 集合住宅用充電設備

マンション等の名称	
マンション等の所在地	
メーカー名	
型式	
充電設備の住民以外の利用	□有 □無
工事完了日	年 月 日
設置した充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、その口数)	基 (口)

補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額 ②	円
(住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額の3分の2の額 ②×2/3 (住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額の3分の1の額 ②×1/3	円 (注) 1,000 円未満の端数を切り捨てること。

4 添付書類

【共通】

- ☐ 補助対象設備の設置等に要する経費に係る支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の設置等をリースで行う場合を除く。）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類

【定置用リチウムイオン蓄電システム】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類
- ☐ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2 定置用リチウムイオン蓄電システムの項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し

【窓の断熱設備】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類（窓の性能を証明する書類の写しとしても差し支えないものとする。）
- ☐ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2 窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し

【電気自動車等】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真（保管場所において撮影した写真）

- ☐ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2 電気自動車等の項住宅の要件の欄第1 号に該当することを証する書類の写し
- ☐ 自動車検査証記録事項の写し
- ☐ 住宅用太陽光発電設備及びV 2 H 充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V 2 H 充放電設備を設置していることを証する書類の写し

【V 2 H 充放電設備】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類
- ☐ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2 V 2 H 充放電設備の項住宅の要件第1 号に該当することを証する書類の写し

【集合住宅用充電設備】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類
- ☐ 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した実績報告書類一式の写し
- ☐ 上記の実績報告に係る申請の額の決定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターに変更の申請をしている場合に限る。）
- ☐ 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板及びその周囲の景観が分かる写真

第 10 号様式（第 8 条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書
（補助対象設備の設置等をリースで行う場合）

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

報告者 リース事業者 住所
名称
代表者職・氏名 ⑩
電話番号

リース先 住所
氏名 ⑩
（団体の場合は、名称及び代表者名）
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業が完了したので、鴨川市補助金等交付規則第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 工事完了日 年 月 日

※ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入にあつては、自動車検査証に記載された登録年月日又は交付年月日を記載すること。

3 事業結果

（1） 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名	
品名番号（発電ユニット）	
品名番号（貯湯ユニット）	
発電出力（kW）	
停電時自立運転機能の有無	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有
工事完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 （注）消費税及び地方消費税相当額を除く。

国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ①－②	円
交付決定額	円

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
SII 登録年月日	年 月 日
蓄電容量 (kWh)	
工事完了日	年 月 日
住宅用太陽光発電設備の有無	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 有 (☐ 新設 ☐ 既設)
県の補助金との関係	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 県が実施する補助金の交付を重複して申請するものではありません。
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ①－②	円
交付決定額	円

(3) 窓の断熱設備

メーカー名	
SII/北海道環境財団登録番号	
製品名	
既存住宅への設置	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 ☐ 設備の設置工事の着工日は、設置する住宅の建築工事完了日以降である。
SII/北海道環境財団登録年月日	年 月 日
工事完了日	年 月 日
改修を行った戸数	※ マンション管理組合による実績報告の場合のみ記入してください。 戸
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ③ (①－②)	円
補助所要額の 4 分の 1 の額 ③×1／4	円 (注) 1,000 円未満の端数を切り捨てること。
交付決定額	円

(4) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日／交付年月日		年 月 日
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有（□新設 □既設） □発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備の有無等		該当するものにレ点を付けてください。 □有（□新設 □既設） □無
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①－②		円
交付決定額		円

(5) V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有（□新設 □既設）
電気自動車等		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有（□新設 □既設）
工事完了日		年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ③（①－②）		円
補助所要額の10分の1の額 ③×1／10		円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付決定額		円

(6) 集合住宅用充電設備

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
メーカー名		

型式	
充電設備の住民以外の利用	☐ 有 ☐ 無
工事完了日	年 月 日
設置した充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、その口数)	基 (口)
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額 ②	円
(住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額の3分の2の額 ②×2／3 (住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・ 充てんインフラ等導入促進補助金 の額の3分の1の額 ②×1／3	円 (注) 1,000 円未満の端数を切り捨てること。

4 添付書類

【共通】

- ☐ 補助対象設備の設置等に要する経費に係る支払を証する書類及び内訳書の写し(補助対象設備の設置等をリースで行う場合を除く。)
- ☐ その他市長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池システム(エネファーム)】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類

【定置用リチウムイオン蓄電システム】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類
- ☐ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2 定置用リチウムイオン蓄電システムの項
住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し

【窓の断熱設備】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真

- ☐ 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類（窓の性能を証明する書類の写しとしても差し支えないものとする。）
- ☐ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱設備の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し

【電気自動車等】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真（保管場所において撮影した写真）
- ☐ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2電気自動車等の項住宅の要件の欄第1号に該当することを証する書類の写し
- ☐ 自動車検査証記録事項の写し
- ☐ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2H充放電設備を設置していることを証する書類の写し

【V2H充放電設備】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類
- ☐ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2V2H充放電設備の項住宅の要件第1号に該当することを証する書類の写し

【集合住宅用充電設備】

- ☐ 補助対象設備の設置等の状況が分かる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることが分かる書類
- ☐ 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した実績報告書類一式の写し
- ☐ 上記の実績報告に係る申請の額の決定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターに変更の申請をしている場合に限る。）
- ☐ 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板及びその周囲の景観が分かる写真

第 11 号様式（第 8 条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第 12 号様式（第 9 条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

請求者 住所

氏名 ⑩

(団体の場合は、名称及び代表者名)

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第 13 号様式（第 9 条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書
（補助対象設備の設置等をリースで行う場合）

年 月 日

（宛て）
鴨川市長

請求者 リース事業者 住所
名称
代表者職・氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
2 振込先

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

3 委任

委任状	
私は、年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった上記の鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の請求及び受領に係る権限について、次の者に委任します。	
受任者（リース事業者）	
住所	
氏名	
代表者職・氏名	
委任者（リース先）	

住所 氏名	印
----------	---